

【商法】

配点：（1）35点（2）30点（3）35点

本問は、取締役による利益相反取引について会社（取締役会設置会社においては取締役会）の承認がない場合（1）、取締役会が承認した場合（2）、および、株主総会における議決権の代理行使について定款上の制限が及ぶ範囲について（3）、基本的な理解を問う問題で構成されている。

（1）取締役在任中の代表取締役（Y1）とX会社との取引であり、356条1項2号の利益相反取引（直接取引）に該当することをまず理解する必要がある。取締役会設置会社においては、取締役会の承認が必要（365条）であるが、この承認がない場合、Y1みずからX社を代表して取引していれば、双方代理（民法108条）の適用を免れることができず（356条2項）、取引は無効となる。しかし、この無効は取引安全の見地から、善意の第三者に対しては無効主張できないと解されており（江頭4版417頁。なお、間接取引および直接取引のうち手形取引については最高裁判例があり、手形取引以外の直接取引についてもこのような考え方が有力である）、X社としては適正な価格1億4000万円と取引価格1億円との差額である4000万円について損害を回復すべく、Y1らに対して損害賠償を請求することとなる（423条）。

この際、Y1は直接取引を行った取締役であり、任務懈怠の推定を受ける（423条3項1号）。直接取引の相手方かつX社を代表して取引をなした取締役Y1は、356条1項に基づいて取締役会の承認を得なければならないにもかかわらず承認を得ることなく取引しているという事実があるから、法令遵守義務に照らして（355条）任務懈怠の推定を覆すことはできないであろう。また、Y1の責任は無過失責任であるため（428条1項）、Y1はX社に対して損害賠償責任を負う。Y2～Y5は利益相反取引には関与していないが、取締役会構成員として会社や他の取締役が法令を遵守した経営を行っていることを監視する義務を負うから、この監視義務違反を理由として責任追及することが可能であることに言及すべきである。ただし、Y2以下の取締役の責任については過失責任であり、無過失であることを理由に責任を免れることが可能であるから、過失の有無について本問の事実を照らして検討する姿勢が必要であろう。

（2）利益相反取引について取締役会による承認を得た場合であっても、株式会社に損害が生じたときには、取締役は損害賠償責任を負う可能性がある。その際、取締役会による承認を得た場合であっても会社法423条3項の規定が適用されるから、利益相反取引をなした取締役であるY1については任務懈怠の推定が働く（423条3項1号）。また、Y3以下については、会社法369条5項の規定が適用され、取締役会議事録に異議をとどめていないことから決議に賛成したものと推定され、この推定を覆さない限り取締役会決議に賛成した取締役として任務懈怠が推定される（423条3項3号）。Y2については、決議に賛成した取締役に含まれないため、任務懈怠の推定は働かない。なお、Y1について無過失責任であることは、（1）と同様である。Y3以下の過失の有無については、他の売却先を検討することなく承認決議がなされた点が意味を持ってこよう。

(3) 会社法 310 条本文は、「株主は、代理人によってその議決権を行使することができる」と規定しており、代理人資格を株主に限定する定款規定の有効性がまず問題となる。この点につき、最高裁昭和 43 年 11 月 1 日判決が「議決権を行使する代理人資格を制限すべき合理的な理由がある場合に、定款の規定により相当と認められる程度の制限を加えることまでも禁止したものは解されず、代理人を株主に限る旨の定款の規定は、株主総会が株主以外の第三者によって攪乱されることを防止し、会社の利益を保護する趣旨にでたものと認められる場合には、合理的な理由による相当程度の制限ということができる」としており、実務上もこのような定款規定は有効なものとして取り扱われている。もっとも、代理人が非株主であるという理由で代理行使が拒まれると株主の総会参加権が事実上奪われることになる場合には、当該定款規定の効力は及ばず、会社は代理人の議決権行使を拒めないと解されており、病気入院中の株主が非株主である親族に議決権を代理行使させることは、このような定款の下でも認められると解されている。(大阪高裁昭和 41 年 8 月 8 日判決)。本問についても、以上のような見地からの検討が必要である。

なお、X 社が非株主であることを理由に B に議決権の代理行使をさせなかったことにより、取締役選任決議はその手続に法令違反があったことを理由に取り消されうることになるが(会社法 831 条 1 項 1 号)、裁判所はその違反する事実が重大でなくかつ決議に影響を及ぼさないものであると認めるときは請求を棄却することができる(裁量棄却。会社法 831 条 2 項)しかし、本問では Y1 は大株主であるとの設定であるため、裁判所は裁量棄却をなしえないであろう。

以上